厚生労働省委託事業 長崎働き方改革推進支援センター主催



基本給や賞与・手当など、あらゆる待遇について、個々の待遇の性質や目的に照らして 不合理な待遇差を設けてはなりません。待遇に違いがあった場合、その違いが「不合理ではない」 ことを説明できるようにしなければなりません。

具体的にどう取り組めばよいのか?わかりやすく解説いたします。

\POINT1/

正規雇用と非正規雇用の 不合理な待遇差とは

\POINT2/

労働者に対する 説明義務とは

\POINT3/

人材確保のための 同一労働同一賃金の取組み

2025 12/17 諫早商工会議所 3階中ホール

(諫早市高城町5-10)

13:30~15:00 セミナー

15:00~16:00 個別相談(要予約)

講 師 長崎働き方改革推進支援センター センター事業専門家 (元労働基準監督官) 社会保険労務士 篠﨑 成吾

お申込みは こちらから ▼



お問合せ

厚生労働省委託事業

長崎働き方改革推進支援センター

〒850-0036 長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2F

TEL 0120-168-610 / FAX 095-893-8271

nagasaki@workstylereform.net